添付資料03 入居者移転計画(基本手順)

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

1 第1期 建替住棟及び建替集会所の整備

第1 工区にて建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

 【第1工区】
 【第2工区】

 A棟
 6~8棟

 建替住棟等整備
 集会所等

2 第2期 既存住棟等の解体撤去

既存住棟(6号棟~8号棟)の入居者の建替住棟への移転(本事業範囲外)完了後、これらの住 棟及び集会所等の解体撤去を行う。

 【第1工区】
 【第2工区】

 A棟
 6~8棟解体撤去

 建替住棟等
 集会所等解体撤去

3 分筆と活用用地の所有権移転

第2工区の既存住棟等の解体撤去完了後、敷地確定測量(境界杭等の設置を含む)を行い、県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行う。分筆登記後、活用用地については、県から用地活用業務に当たる企業へ所有権移転・登記(県:登記手続、用地活用業務に当たる企業:証紙負担)を行う。

